第８期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

介護保険法第117条第7項の規定による調査及び分析を行い、介護保険事業計画の実績に関する評価を行いましたので、同条第8項の規定により自己評価結果を公表します。

第８期介護保険事業計画に記載の内容				R３年度（年度末実績）		
区分	現状と課題	第８期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
自立支援、介護予防、重症化防止	■地域ケア会議 専門職より介護予防に関する助言を行い、ケアマネジメントを支援している。 個別課題の解決から地域におけるネットワークを構築し、地域づくりや社会資源の開発に努める。 在宅介護支援センターに12人配置されている。 高齢者の持つ能力、社会貢献への意欲を活かせる場所づくりや人材の発掘に努める。	①自立支援型地域ケア会議を通して利用者の自立に向けた支援の方向性を検討し、状態の改善や重度化の予防に努める。 ②ケアマネジャーのマネジメント力の向上を目指す。 ③多職種が連携した地域ケア会議の開催	①自立支援型地域ケア会議開催回数　70回 ②ケアマネジャーへの研修の実施。 ③個別地域ケア会議12回	①自立支援型地域ケア会議開催回数 （プラン検討会議）　　49回154件 ②ケアマネージャーへの研修　2件 （内1回はZoom研修） ③個別地域ケア会議　3回	○	今後においても自立型地域ケア会議の定期開催を継続させる。 ケアマネージャーへの自立支援型ケアプラン作成研修を充実させ、居宅介護支援専門員のスキルアップを図る必要がある。 個別地域会議についてはコロナ禍において実施回数が減っているがオンライン等を含めた方法により、引き続き多職種が連携した地域ケア会議の開催に向けて取り組んでいく。
自立支援、介護予防、重症化防止	■生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） 在宅介護支援センターに12人配置されている。	地域の課題や資源の把握、関係者のネットワークの強化、身近な地域における社会資源の確保や創出と担い手の養成を図る。	①小学校区に１人ずつ配置する（14人）	各小学校区への配置を目指し、在宅介護支援センター（6か所）と西圏域地域包括支援センターに人員配置をしている。	△	各小学校区に1名の配置が出来ていないので、各事業所との検討をすすめていく。
自立支援、介護予防、重症化防止	■生活支援体制整備事業 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員） 高齢者の持つ能力、社会貢献への意欲を活かせる場所づくりや人材の発掘に努める。	高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動のコーディネートを図る。	①各圏域に１人ずつ就労的活動支援コーディ ネーターを配置する。	就労支援コーディネーターの設置に向け関係機関と協議を行っている。	×	就労支援コーディネーターの設置には至っていない。配置に向け、関係部署とも協議し検討をすすめていく。
自立支援、介護予防、重症化防止	■介護予防・生活支援サービス事業 ・短期集中型サービス（訪問型・通所型） ３事業所にて訪問型サービスＣ、１事業所にて通所型サービスＣを実施。利用者を増やす必要がある。	専門職が集中的に介入することで生活機能の改善・維持を図る。	①短期集中型サービス（訪問型・通所型）の充 実。 ②利用の促進。	訪問型サービスＣ 48人利用。延べ173 回。 通所型サービスＣ 58人利用。延べ210 回。	△	訪問型サービスについては利用の伸び悩みがあった。周知を継続していく。 通所型は利用者数は微増。卒業後の主なつなぎ先が新型コロナで休止しており、利用上限月数まで利用された方が増えた。
自立支援、介護予防、重症化防止	■一般介護予防事業 ・いきいき百歳体操（住民主体の通いの場） 参加者数は増加傾向にあるが、参加促進のための取組みが必要である。 ・令和元年度参加者数　1,272人	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	①参加者数の増加。 （参加率＝参加者実人数/高齢者人口）等 令和５年度目標　1,650人 ②口腔機能向上のための健口体操の実施。	いきいき百歳体操の登録実施個所70か所のうち再開箇所５６箇所。実施実人数１１３９人 ②健口体操については新型コロナウイルス感染症予防対策の観点より、自宅で実施するように推奨しておりYouTubeに投稿中	◎	新型コロナウイルス感染症予防対策により、中止中の会場もある。感染予防の助言だけでなく、衛生材料や備品などの補助も実施し再開及び新規で開始できるように対応している。
自立支援、介護予防、重症化防止	■一般介護予防事業 ・LICウェルネスゾーン及びはぴきのウェルネス 参加希望者数に対して実施場所のキャパシティ等が不足している。（リピーターの増加による） 運動経験があまりない参加者への働きかけが必要である。	介護予防に資する基本的な知識の習得や、日常生活での実践内容の普及啓発を行う。	①運動習慣が継続出来る取組みをより充実する。 ②参加者の状態変化を検証し、より充実したプログラムの提供を行う。	利用者数 LICウェルネスゾーン：7330人 はぴきのウェルネス：3018人	○	「はぴきのウェルネス」から市民主体の「GoGoウェルネス」への移行を行ったが、教室開催の補助を行っていただくサポーターの人数がまだまだ足りず、今後もサポータの養成など、継続して支援を行っていく必要がある。
自立支援、介護予防、重症化防止	■一般介護予防事業 ・きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業 元気高齢者が高齢者を支える制度のひとつとして、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促している。 ・令和元年度登録者数　293人	元気高齢者が高齢者を支える制度のひとつとして、高齢者の生きがいづくりや、それを通じての介護予防を図る。 【目標】 ①登録者数　令和５年度目標　350人	①登録者数　令和５年度目標　350人	登録者数 令和2年度　296人（内はじめて講座5人） 令和3年度　157人（内はじめて講座58人）	○	新型コロナウイルス感染症予防対策により、介護施設のボランティアの受け入れが難しく更新される方が少なかった。 元気高齢者の生きがいづくりやそれを通じての介護予防の観点からこの事業普及と登録者の増加を図る必要がある。
自立支援、介護予防、重症化防止	■リハビリテーションサービス提供体制 リハビリテーションの専門職が地域ケア会議に参加し、また通いの場の参加者の体力評価等を実施している。	リハビリテーションの専門職が地域ケア会議やサービス担当者会議に引き続き参加し、評価分析を行う。	①地域ケア会議への参加。 ②通いの場に参加し評価を行う。 ③リハビリテーションサービスの利用率等の把握分析を行う。	①会議開催件数　　49回 検討件数　　154件 検討件数のうち訪問（延べ件数：衛生士1件、療法士11件、栄養士5件）	△	②、③については、専門職への業務委託を行っていない為、該当なし。
介護給付適正化	■要介護認定の適正化 現状は、市調査員及び委託調査員で認定調査を遅延なく実施できている。 今後、申請件数の増加が予測されるため、市調査員の調査件数増加等を検討していく必要がある。	❶申請された要介護認定において、認定審査会前の各資料（調査票・主治医意見書）の記載内容を確認する。これに加え申請された事案全件において、特記事項（選択の根拠、介護の手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認する。また、内容に疑義がある場合には、当該認定調査員及び主治医に確認をとり、必要な修正を行う。 ❷新規申請及び区分変更申請にかかる認定調査を、市認定調査員により実施する（遠隔地は除く）。 ❸認定調査項目別の選択状況や一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差分析や、認定調査項目別の選択状況を業務分析データ等で比較分析し、是正すべき内容がある場合は、認定調査員への研修や介護認定審査会への周知等是正に向けた取組みを行う。 ❹認定調査員や介護認定審査会委員に対し研修等の実施をする。 ❺市内４つの高齢者向け住宅等の入居者への認定調査を引続き、全件市認定調査員が実施する。	事業所に委託した認定調査については引き続き全件を確認し、調査項目ごとの均衡性が保たれるよう理解を深めてもらう。 更新申請は、申請件数の３分の１、区分変更は申請件数の２分の１を目標に市で認定調査を実施する。 〈令和３年度〉 市で実施する認定調査数 更新申請　申請件数の３分の１ 区分変更　申請件数の２分の１ 〈令和４年度〉 前年度実績割合以上 〈令和５年度〉 前年度実績割合以上	更新申請　申請件数の39.2% （内訳500件/1,275件） 区分変更　申請件数の90.9% （内訳926件/1,019件） （参考） 令和元年度実績 更新申請　申請件数の43.8% （1,545件/3,530件） 区分変更　申請件数の87.4% （884件/1,011件） 令和２年度実績 更新申請　申請件数の55.7% （505件/907件） 区分変更申請件数の90.3% （980件/1,085件）	○	更新申請及び変更申請の市での認定調査件数は目標以上に実施した。（新型コロナウイルス感染症の影響により、通常更新の申請数が減少したことによるもの。）事業所委託の調査票については、調査項目の認識不足が目立ち、事業所調査員と市の調査員との調査票の内容格差が見られた。新型コロナウイルスにより、調査員研修の内容充実と研修定員の縮小があったことから思うような研修が開催できなかった。今後、感染状況等もみながら研修内容の充実を図っていく。 また、更新申請件数が通常（コロナ前）に戻る事を想定し、調査員の件/日を上限３件から上限４件への実現に向け、調査員の個々の能力を見ながら実施していく。
介護給付適正化	■ケアプラン点検 検査体制が確保できておらず、居宅介護支援事業所への実地指導の際に行うケアプラン点検以外に実施する機会が少ない。	【取組み】 ❶居宅介護支援事業所に対する実地指導の際に、利用者本位の視点に立ち、真に必要なサービスが適切に位置付けられているか確認する。 ❷実地指導とは別にケアプラン点検を実施し、前年度以前に行った❶の指導・助言等が適切に反映されているか確認する。 ❸住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅の入居者に対するサービス状況等について確認を行い、必要に応じて助言や指導を行う。	〈令和３年度〉60件以上 〈令和４年度〉60件以上 〈令和５年度〉60件以上	ケアプラン点検：３４件 ケアプラン点検による返還実績：8,731円	△	居宅介護支援事業所への実地指導の際に行うケアプラン点検以外に実施する機会が少ない中、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面による指導の実施が３事業所のみとなり、それ以外は書面提出によるケアプラン点検となったため点検実施件数は目標値を大きく下回る結果となった。 次年度以降も新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない状況のため、新たな実施方法
介護給付適正化	■住宅改修の適正化 現状では、現地調査を全件行うことは難しいができる限り調査を実施する。 現在実施している工事事業所への研修について、今後も適正化につながるように実施する必要がある。	❶新規事業所や申請される住宅改修の必要性や工事の内容などについて、書類や写真等だけでは確認できないなど不明瞭な点がある場合に、改修工事の事前又は事後に現地調査等により確認する。 ❷無作為あるいは保険者の必要に応じて、事前もしくは事後に一定数の現地調査を行う。 （調査項目） ○利用者の状態から見た必要性 ○利用者の自宅から見た必要性 ○金額の妥当性、改修規模 ○適正な施工が行行われたかどうかの確認 （抽出の方法） ○申請の中から無作為に抽出 ○保険者が必要に応じて抽出 ❸事業所への研修会について、介護保険の住宅改修の趣旨など適正化につながる内容を検討のう	現地訪問調査を一定数実施し、適正な施工がされているか確認を行う。 〈令和３年度〉 申請件数の10% 〈令和４年度〉 前年度実績割合以上 〈令和５年度〉 前年度実績割合以上	申請件数の15.2%（67件/440件※） ※アンケート調査のみ実施（「課題と対応策」欄参照） （参考） 令和2年度実績　申請件数の11.7% （59件／505件）※アンケート調査含む（43件／59件がアンケート調査） 令和元年度実績　申請件数の9.6% （48件／502件）	◎	令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウィルスの影響により現地訪問調査を中止した。そのため、住宅改修を実施した被保険者に対して、事後のアンケート調査のみ実施した。（67件に郵送。申請件数の15.2%） 現地確認を全件行う事は難しいため、事前申請時の改修前の写真と理由書により利用者の状態に対して適正であるか確認することが必要である。 また、現地訪問調査は、住宅改修の適正化に一定効果があるため、今後も計画的に実施し目標達成を目指す。あわせて、令和4年度に実施する事業者や介護支援専門員等の研修会において、現地訪問調査の実施結果を報告するなどより一層適正化
自立支援、介護予防、重症化防止	■福祉用具購入・貸与調査に係る適正化 支給申請理由や軽度者の福祉用具貸与の申請理由が本人の身体状況にあっているのか認定調査票等と突合し、身体状況と必要な理由が一致しない場合、適宜追加で疑義照会をしている。 福祉用具利用者等全員購入に対して訪問調査は難しいが、住宅改修の現地調査時に、福祉用具も同時に購入している対象者宅に伺うことがあり、大いに活用しているという声をきく一方で、サイズ感や使用感が想定と異なり使わなくなったという声もあるため、支給申請の際、身体状況にあった福祉用具が選定されているか、サンプル品等で確認するなど十分に検討されているか、今後確認していく必要がある。	❶福祉用具購入については、申請書類提出時に窓口での利用者の身体状況を確認することによって、支給対象として差し支えないか判断する。 ❷事業所に対しては、電話や窓口にて福祉用具が必要な理由について詳細に記載するよう指導。オーダーメイドのものについては、見積もりや図面の提出を求めたうえで判断する。 ❸軽度者への福祉用具貸与については、例外給付届出書の事前提出により、適切な給付となっているかについて、確認作業を実施する。 ❹利用者の状態から見て、利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与について、適切なケアマネジメントに基づき実施されているか確認する。 ❺申請書について、これまでに引き続き全件内容を適正に審査し、利用の必要性確認をすることによりこれまで以上に適正化を図る。	〈令和３年度〉 申請書について、全件内容を適正に審査する。 〈令和４年度〉 申請書について、全件内容を適正に審査する 〈令和５年度〉 申請書について、全件内容を適正に審査する	申請書について、全件内容を適正に審査した。	◎	引き続き、申請書の内容を適正に審査し、身体状況に合った福祉用具の利用促進を図る。
自立支援、介護予防、重症化防止	■医療情報との突合 現行の取組みで効果が出ているので、継続して取り組んでいく。	❶国保連システムから出力される「医療情報との突合リスト（独自絞込みリスト）」等を用いて、給付状況を確認する。 毎月「医療情報との突合リスト（独自絞込みリスト）」の出力内容の確認を行い、国保連合会の審査共助により審査対象とならなかったものについて、給付実績との突合を行う。 ❷疑義内容の確認及び過誤申立等を依頼する。 疑義内容については、介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供事業所、医療保険担当部署等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連合会に対し過誤申立等を依頼する。	毎月点検を実施する。疑義のあるものについて、事業所等に照会・確認し、必要に応じて過誤申立等を依頼する。	毎月点検を実施している。 実施率１００％	◎	現行の取り組みで効果が出ているので、継続して取り組む。
自立支援、介護予防、重症化防止	■縦覧点検 現行の取組みで効果が出ているので、継続して取り組んでいく。	国保連合会から縦覧チェック項目一覧表・点検項目の内、下記の帳票を❶～❸のとおり点検する。 ①算定期間回数制限縦覧チェック一覧表 ②重複請求縦覧チェック一覧表 ③居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表 ⑤入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表 ⑥居宅介護支援再請求等状況一覧 ⑦月途中要介護状態変更受給者一覧表、 ❶帳票①～④について国保連合会に縦覧点検を委託しているが、国保連合会では算定の可否を判断できないものが含まれるため、本市においても点検を実施する。 ❷⑤～⑦の帳票についても、継続して点検を実施する。 ❸疑義内容について、介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供事業所等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連合会に対し過誤申立等を依頼する。	毎月全件について点検を実施する。疑義のあるものについて、事業所等に照会・確認し、必要に応じて過誤申立等を依頼する。	毎月点検を実施している。 疑義照会：103件 返還実績：161,918円 実施率100%	◎	現行の取り組みで効果が出ているので、継続して取り組む。
自立支援、介護予防、重症化防止	■介護給付費通知 給付費を通知する意味を受給者が正しく理解したうえで通知内容を確認することが前提であると考えるが、通知後の問い合わせ内容からもまだまだ理解されていないと思われる。 また、受給者自身が介護保険制度や給付費に対し意識を持つことが適正化には重要であるため、保険者として今後も周知を図っていく必要がある。	❶国保連合会において審査決定した給付実績等から、利用者ごとに直近数か月の利用実績を記載した給付費通知書を作成し送付する。 〔記載項目〕　サービス月、サービス事業所、サービス種類（略称）、サービス日数及び回数、サービス費用合計額、給付額、利用者の負担額 ❷利用者から、寄せられた架空請求や過剰請求等の情報を受けた場合、利用者から的確な事実確認を行うとともに、必要に応じて国保連合会に対し過誤申立等を行う。 ❸通知に際しては、引き続き次の実施方法に取り組む。 (ｱ)通知の範囲を効果の期待できる対象者・対象サービスに絞り込む工夫。 (ｲ)サービスを見直す節目となる認定の更新・変更の時期など受給者の理解を求めやすい時期に送付。 (ｳ)説明文書を追記するなど受給者が通知内容を理解できるようにする。また、発送には市広報にて周知を図る。 (ｴ)事業者や事業者団体への周知など事業者の協力と理解を求める。	受給者全員に年１回通知する。 受給者自らが適正なサービス利用や給付費への意識を持つことが給付費適正化には重要であるため、通知の目的や内容を分かりやすいように工夫し給付費適正化につなげる。 〈令和３年度〉実施率100% 〈令和４年度〉実施率100% 〈令和５年度〉実施率100%	受給者5,173件に対し12月上旬に通知を送付した。 実施率100%	◎	給付費通知発送後の問い合わせなど反応が少なかった。 介護給付費通知は利用者に自身の介護保険給付費がどれくらいかかっているかなど理解を深めていただくことにより、給付費の適正化を図るものであるため、通知内容や趣旨をご理解いただけるように努める。
自立支援、介護予防、重症化防止	■給付実績の活用 国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用しているが、手法や費用対効果等についても検証する必要がある。	国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用し、不適正・不正はないか確認する。また、各種指標の偏りを基に不適切な可能性のある事業者等を抽出し、過誤調整や事業者への指導を実施する。	随時活用	国保連合会から情報提供される給付実績等の情報から適合性を確認し、必要に応じて事業所に確認した。	△	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和３年度は対面による指導が３事業所となったことにより、給付実績等の情報を活用する機会が激減した。実地指導以外に、厚生労働大臣が定める回数を超える生活援助中心型のサービスを位置付けたケアプランの届出等にも活用する等検討し、また手法や費用対効果等に関しても検証する

自己評価：数値目標があるものは、達成率（◎：80%以上、○：60～79%、△：30～59%、×：29%以下）、達成率が出しにくいもの、数値目標を設定していないものは、「◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった」の指標により自己評価